

Ⅲ 野田市における移動円滑化基本構想の考え方

1 バリアフリーの考え方

野田市では、総合計画において「市民が創るふれあいのまち野田ー活力とみどりゆたかな文化福祉都市」を将来都市像のテーマとしています。市民が生き生きと活動できる活力と魅力あるまちづくりを推進し、高齢者や障害者を含むすべての人が安心して暮らせるための福祉のまちづくりを進めることは、市の施策の根幹に位置しています。

すべての人々が暮らしやすいまちをつくるためには、誰もが安心して快適に移動できる都市空間の整備が大切です。障害者や高齢者の社会参加を困難にしているあらゆる障壁を取り除き、参加の機会を保障するバリアフリーの視点から、総合計画、都市計画マスタープラン、障害者基本計画、シルバープラン等に沿って、各種施策の充実を図っています。

野田市総合計画(平成12年12月)〈抜粋〉

基本目標2 やさしさあふれる「心とふれあいのまち」

1 福祉のまちづくりの推進

2) 基本方針

近年の高齢化社会の急速な進展は、今後の社会活動や経済活動等、国民生活の全般にわたり影響を及ぼすものであり、とりわけ福祉の分野において様々な課題をもたらしている。今後のまちづくりにおいては、障害のあるなしや年齢に関わらず、誰もが地域において豊かで充実した生活を送ることができるよう配慮していくことが重要となる。

そのため、福祉の分野だけにとどまることなく、すべての分野における横断的な取り組みにより、高齢者や障害者等に配慮したバリアフリー型の市街地整備や良好な居住環境の実現等、福祉の視点を取り入れた人にやさしい福祉のまちづくりを推進する。

(以下略)

4) 施策の内容

■人にやさしい福祉のまちづくりの推進

歩道の段差の解消等、高齢者・障害者に配慮した道路等の整備を促進するため、市民・事業者や企業・市をはじめとする関係機関によるパトロールを行い、高齢者や障害者にやさしい福祉のまちづくりを推進する。

(以下略)

野田市都市計画マスタープラン(平成14年9月)〈抜粋〉

3-2 安全で快適な交通環境づくり ～交通体系整備の方針～

1) 基本方針

(4) 人や自然にやさしい安全で快適な道路整備

歩道などのバリアフリー化を推進し、誰もが快適に移動できる空間のネットワーク化を図るとともに、環境に配慮した道路整備に努めます。

3-7 安心して暮らせるまちづくり ～福祉のまちづくりの方針～

1) 基本方針

(1) ノーマライゼーションの思想に基づくまちづくりの推進

高齢者・障害者などを取り巻く生活環境の変化、社会参加への意欲の高まりの中で、様々な人々が混在できる地域社会こそがノーマルな状態であるという認識を持ち、高齢者・障害者などの社会的・心身的に弱い立場にある人たちの主体性を尊重し、できる限り住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送れるようにするといった、ノーマライゼーションの思想に基づいて、まちづくりを進めていきます。

2) 具体的な方針

(1) バリアフリーのまちづくり

高齢者や障害者などが安全で、快適に日常生活を営み、社会からのサービスを平等に享受し、生活に関連した施設を誰もが利用できるように整備するなど、高齢者や障害者などの日常生活及び社会生活における物理的な障壁、心理的な障壁、情報に関する障壁などのさまざまな障壁を取り除いていくなど、バリアフリーのまちづくりを推進します。

① 歩行者空間の確保

高齢者や障害者などが快適に歩行できるよう、歩道幅員の確保、点字ブロックの設置、歩道切り下げ、勾配の緩和、段差の解消などにより、全ての人にやさしい歩道整備を推進します。

② 交通環境の整備

駅などにおける、エレベーターの設置などによる施設の充実や、バス、タクシー、電車などの車両におけるバリアフリー化などを促進します。

野田市障害者基本計画(平成16年3月)〈抜粋〉

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築

障害者を取り巻く環境は、障害者及びその保護者の高齢化や、障害の重度・重複化が進むなど大きく変化しています。一方、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念の普及とともに、障害者の社会的自立と社会参加が強く求められています。

(中略)

21世紀に目指す福祉社会は、すべての障害者について個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるとともに、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加・参画する機会が与えられる必要があります。

(中略)

2 計画の基本目標

(1) 障害者に対する理解の推進と共生社会づくり

(中略)

障害者に対する理解が一層深まり、野田市全体に共生社会の理念が普及するとともに、障害者が自己選択と自己決定の下に社会に参加・参画できるよう、各種の普及・啓発活動や福祉教育等に積極的に取り組むほか、情報のバリアフリー化やコミュニケーションの向上等に努めてまいります。

(2) 障害者が自立し安心して生活できる環境づくり

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じた福祉サービスが適切に提供される必要があります。

(中略)

障害者に係る生活支援の対応としては、各種福祉サービスについての情報提供の充実や利用者本位の相談体制の確立を図ります。

(中略)

また、障害者の生活を支える保健・医療の関係では、引き続き障害の予防と早期発見に向けた取り組みをベースとしつつ、適切なリハビリテーションの提供等に努めます。

(以下略)

(3) 障害者が普通に社会参加できるまちづくり

障害者が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、まち全体を障害者にとって利用しやすいものへと変えていくことは非常に重要なことです。野田市では、これまで福祉のまちづくりパトロールを進める中で、歩道や交差点の段差解消について積極的に取り組んできたところです。このため、道路の整備が少しずつ改良されているとの声が

ある一方、団体ヒアリングでは、公共交通機関や建物等についてもバリアフリー化を望む声がありました。

(中略)

このようなことを踏まえ、引き続き、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備をしていくこととし、公営住宅の整備に際しても留意していくこととします。

(以下略)

野田市シルバープラン(平成 18 年 3 月)〈抜粋〉

第 4 章 3 基本方針と重点施策

(6) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

■基本方針■

高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、日常生活や社会生活における物理的・心理的な障害をはじめ、制度上の障壁や情報に関する障壁など、高齢者を取り巻く環境を検証しながら、バリアフリーのまちづくりを進めます。

■重点施策■

「年齢や身体の状態にかかわらず、同等の権利を持って普通に生活できる地域社会こそが社会の本来の姿である」というノーマライゼーションの理念のもと、高齢者に配慮したまちづくりを積極的に推進するため、「福祉のまちづくり」の取組みを引き続き実施します。

2 移動円滑化基本構想の考え方

野田市では、高齢者、障害者にやさしいまちづくりの取組みについて、平成 7 年 9 月から市内にプロジェクトチームを設置して検討を進め、平成 8 年度に「野田市障害者・高齢者等にやさしいまちづくり」という小報告をとりまとめました。

この小報告を踏まえ、平成 9 年度を「福祉のまちづくり元年」と位置づけ、「福祉のまちづくり運動推進協議会」を設置し、すべての市民が一生を通じ豊かな生活を送れるよう社会全体で障害者や高齢者などへの配慮を行い、市民や事業者、関係機関が一丸となってバリアフリー化に取り組み、住み慣れた自然豊かな野田市で安心して、安全で快適な生活を送ることができるような社会をつくる取組をしていくこととしました。これが野田市の「福祉のまちづくり運動」です。

そのような中で、平成 12 年 11 月「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を

利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行され、野田市では、「福祉のまちづくり運動」の一環として交通バリアフリー法によるバリアフリー化に取り組むこととしました。平成13年7月には「福祉のまちづくり運動推進協議会交通バリアフリー法専門部会」を設置し、専門部会から意見を聴きながら移動円滑化基本構想を策定することとしました。

3 移動円滑化基本構想の位置づけ

移動円滑化基本構想は、総合計画や都市計画マスタープランを踏まえつつ、交通バリアフリー法とバリアフリー新法に基づき策定するものです。また、障害者基本計画やシルバープラン等の各種計画と連携し、将来都市像を実現するための構想として位置づけられるものです。

【図 移動円滑化基本構想と他の法規計画等との関係図】

